

令和8年度実施

沖縄県教員候補者選考試験



校正中です。お届けするものはこの見本と異なる場合があります。

このような問題を令和8年4月まで、毎月4回分まとめてお届けします。

第1回 教職教養予想問題

| | 1回目 | 2回目 | 3回目 | 4回目 | 5回目 | 6回目 | 7回目 | 8回目 | 9回目 | 10回目 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 解 答 日 | / | / | / | / | / | / | / | / | / | / |
| 正 解 の 数 | | | | | | | | | | |

**教員候補者選考試験
予想問題（第1回）**

| | | | |
|------|--|----|--|
| 受験番号 | | 氏名 | |
|------|--|----|--|

教職教養

大問1 次の文章は、日本国憲法の一部である。文中の **31** ~ **32** に適切な語句をそれぞれ下記の選択肢①~⑤から一つ選び、番号で答えなさい。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、**31**、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その**32**する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

- 31** ① 差別なしに
② 分け隔てなく
③ 公平に
④ その能力に応じて
⑤ 心身の発達に応じて

32 ① 保護 ② 監護 ③ 扶養 ④ 養護 ⑤ 養育

大問2 次の文は、学校教育法の一部である。文中の **33** ~ **34** に適切な語句をそれぞれ下記の選択肢①~⑤から一つ選び、番号で答えなさい。

第49条の2 義務教育学校は、**33**に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから**34**施すことを目的とする。

- 33** ① 発達の段階 ② 心身の発達 ③ 能力 ④ 年齢 ⑤ 学齢
- 34** ① 繼続的に ② 系統的に ③ 段階的に ④ 一貫して ⑤ 計画的に

大問3 次の各文は、学校保健安全法の一部である。文中の **35** ~ **36** に適切な語句をそれぞれ下記の選択肢①~⑤から一つ選び、番号で答えなさい。

(1) 第19条 校長は、感染症にかかつており、かかつている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、**35**ことができる。

- 35** ① 休業を行う ② 授業を行わない ③ 出席を停止させる
④ 出席停止を命ずる ⑤ 停学を命ずる

(2) 第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の **36** ことができる。

- | | | | |
|-----------|------------|------------|---------|
| 36 | ① 授業を停止させる | ② 業務を停止させる | ③ 休校を行う |
| | ④ 休業を行う | ⑤ 授業を行わない | |

大問4 次の文章は、教育公務員特例法の一部である。文中の **37** ~ **38** に適切な語句をそれぞれ下記の選択肢①~⑤から一つ選び、番号で答えなさい。

第21条 教育公務員は、その **37** を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。
2 教育公務員の研修実施者は、教育公務員（公立の小学校等の校長及び教員（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この章において同じ。）を除く。）の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための **38** その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

- | | | | | | |
|-----------|------|------|------|------|------|
| 37 | ① 職務 | ② 使命 | ③ 本務 | ④ 責務 | ⑤ 職責 |
| 38 | ① 方針 | ② 方策 | ③ 施策 | ④ 指標 | ⑤ 方途 |

大問5 次の文は、地方公務員法の一部である。文中の **39** に適切な語句を下記の選択肢①~⑤から一つ選び、番号で答えなさい。

第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその **39** 遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

- | | | | | | |
|-----------|------|------|------|------|------|
| 39 | ① 執務 | ② 職責 | ③ 職務 | ④ 本務 | ⑤ 責務 |
|-----------|------|------|------|------|------|

大問6 次の文章は、こども基本法の一部である。文中の **40** に適切な語句を下記の選択肢①~⑤から一つ選び、番号で答えなさい。

第1条 この法律は、日本国憲法及び **40** の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策を取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

- | | |
|-----------|---------------|
| 40 | ① 国際連合憲章 |
| | ② 児童の権利に関する条約 |
| | ③ 児童憲章 |
| | ④ 児童福祉法 |
| | ⑤ 教育基本法 |

大問 7 次の各文章は、「小学校学習指導要領」(平成29年3月告示)の前文及び『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編』(平成29年7月)の「まえがき」の一部である。文中の **41** ~ **45** に適切な語句をそれぞれ下記の選択肢①~⑤から一つ選び、番号で答えなさい。

(1) (前文)

児童が **41** を実感できる環境を整え、一人一人の資質・能力を伸ばせるようにしていくことは、教職員をはじめとする学校関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から児童や学校に関わる全ての大人に期待される役割である。幼児期の教育の基礎の上に、中学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、児童の **42** を展望していくために広く活用されるものとなることを期待して、ここに小学校学習指導要領を定める。

- 41** ① 学ぶことの価値 ② 学ぶことの意義 ③ 学ぶ喜び
④ 自己の価値 ⑤ 学校での学習や生活

- 42** ① 学習の在り方 ② 豊かな人生 ③ 調和のとれた心身の発達
④ 個性の伸長 ⑤ 社会的・職業的自立

(2) 『解説』まえがき

文部科学省では、平成29年3月31日に学校教育法施行規則の一部改正と小学校学習指導要領の改訂を行った。新小学校学習指導要領等は平成32年度から全面的に実施することとし、平成30年度から一部を移行措置として先行して実施することとしている。

今回の改訂は、平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、

- ① 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実績や蓄積を生かし、子供たちが **43** ための資質・能力を一層確実に育成することを目指すこと。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。
② 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する平成20年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、**44** を育成すること。
③ 先行する特別教科化など道徳教育の充実や **45** の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

を基本的なねらいとして行った。

- 43** ① 社会的・職業的に自立する
② 持続可能な社会の担い手となる
③ 未来社会を切り拓く
④ 生きて働く
⑤ 自己を実現する

- 44** ① 生きる力 ② 資質・能力 ③ 確かな学力
④ 学びに向かう力、人間性等 ⑤ 学ぶ意欲

- 45** ① 体験活動 ② 言語活動 ③ キャリア教育
④ カリキュラム・マネジメント ⑤ 情報教育

大問8 次の文章は、『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編』（平成29年7月）の「第3章 第6節 道徳教育推進上の配慮事項 2 指導内容の重点化」の一部である。文中の **46** ~ **48** に適切な語句をそれぞれ下記の選択肢①～⑤から一つ選び、番号で答えなさい。

中学生の時期は、自我に目覚め、自ら考え主体的に判断し行動することができるようになり、人間としての生き方についての関心が高まってくる。その一方で、必ずしも心と体の発達が均衡しているわけではないため、人生の悩みや葛藤などで **46** を感じやすい時期もある。また、教師や保護者など大人への依存から脱却して、自分なりの考え方をもって **47** していく時期もある。しかし、周囲の思惑を気にして、他人の言動から影響を受けることも少なくない。そうした中で、現実の世界から逃避したり、今の自分さえよければよいと考えたりするのではなく、これまでの自分の言動を振り返るとともに、自分の将来を考え、他者や集団・社会との関わりの中で自制し生きていくことができる自己を確立し、道徳的に成長を遂げることが望まれる。こうした観点から、道徳科の授業で生徒が自己を振り返り、自己を深く見つめ、**48** について考えを深め、生徒の自立心や自律性を高め、規律ある生活が送れるようにする取組が求められる。

46 ① 心理的圧迫 ② 進路の悩み ③ 自己嫌悪感 ④ ストレス ⑤ 心の揺れ

47 ① 大人から独立 ② 個性を伸長 ③ 人間的に成長 ④ 精神的に自立 ⑤ 自我を形成

48 ① 人間としての生き方 ② 自己の将来 ③ 自己理解
④ 人間としての在り方生き方 ⑤ 自己の在り方

大問9 次の文は、「高等学校学習指導要領」（平成30年3月告示）の一部である。文中の **49** ~ **50** に適切な語句をそれぞれ下記の選択肢①～⑤から一つ選び、番号で答えなさい。

学校においては、地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアに関わる **49** な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や **50** の精神の涵養に資するものとする。

49 ① 生産的 ② 勤労的 ③ 体験的 ④ 社会的 ⑤ 協働的

50 ① 共生 ② 社会奉仕 ③ 自主及び自律 ④ 公共 ⑤ 協同

大問10 次の文章は、障害者の権利に関する条約の一部である。文中の **51** ~ **53** に適切な語句をそれぞれ下記の選択肢①～⑤から一つ選び、番号で答えなさい。

前文

この条約の締約国は、

- (h) また、いかなる者に対する障害に基づく差別も、人間の固有の尊厳及び **51** を侵害するものであること認め、
(i) さらに、障害者の **52** を認め、
(r) 障害のある児童が、他の児童との **53** を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に享有すべきであることを認め、また、このため、児童の権利に関する条約の締約国が負う義務を想起し

次のとおり協定した。

第1条～第50条 (略)

51 ① 自由 ② 人権 ③ 平等 ④ 理性 ⑤ 値値

52 ① 多様性 ② 人格 ③ 意思 ④ 生活 ⑤ 合理的配慮

53 ① 平等 ② 公平 ③ 均等 ④ 公正 ⑤ 共生

大問11 次の各文章は、中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月26日）の中、「4. 新時代の特別支援教育の在り方について」の一部である。文中の **54** ~ **60** に適切な語句をそれぞれ下記の選択肢①～⑥から一つ選び、番号で答えなさい。

4. 新時代の特別支援教育の在り方について

(1) 基本的な考え方

- **54** に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、**55** のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要がある。

54 ① 障害者基本計画 ② 障害者基本法 ③ 障害者の権利に関する条約
④ 学校教育法 ⑤ 教育基本法

55 ① 系統性 ② 統一性 ③ つながり ④ 連続性 ⑤ 一貫性

(2) 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

④ 特別支援学校における教育環境の整備

- I C Tを活用した在宅就労など特別支援学校卒業者の就労先が広がる中、従来の事業所に通勤・通所する形態のみならず、在宅での労働などの形態についても視野に入れた職業教育、進路指導等が行えるよう、I C Tを活用した職業教育に関する指導計画・**56** の開発を行う必要がある。

(3) 特別支援教育を担う教師の専門性向上

①全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性

- 全ての教師には、障害の特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力や、個別の教育支援計画・個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識、57に対する理解等が必要である。加えて、障害のある人や子供との触れ合いを通して、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は障害により起因するものだけではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものという考え方、いわゆる「58」の考え方を踏まえ、障害による学習上又は生活上の困難について本人の立場に立って捉え、それに対する必要な支援の内容を一緒に考えていくような経験や態度の育成が求められる。また、こうした経験や態度を、多様な教育的ニーズのある子供がいることを前提とした学級経営・59に生かしていくことが必要である。
- また、目の前の子供の障害の状態等により、障害による学習上又は生活上の60が異なることを理解し、個に応じた分かりやすい指導内容や指導方法の工夫を検討し、子供が意欲的に課題に取り組めるようにすることが重要である。その際、60に対する配慮等が明確にならない場合などは、専門的な助言又は援助を要請したりするなどして、主体的に問題を解決していくことができる資質や能力が求められる。

57 ① 合理的配慮 ② 医療的ケア ③ 学習障害 ④ 障害者支援制度 ⑤ 社会的障壁

58 ① 共生社会 ② 医学モデル ③ 社会モデル ④ 心のバリアフリー ⑤ 生活モデル

59 ① 生徒指導 ② 授業づくり ③ 教育相談 ④ 自立支援 ⑤ 保護者対応

60 ① 困り感 ② 難しさ ③ 指導法 ④ 課題 ⑤ 困難さ

大問12 次の各文章は、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画 令和4年度～令和13年度）」（令和4年5月）の中、「はじめに～県民のみなさまへ～」の一部である。次の [61] ~ [65] に適切な語句をそれぞれ下記の選択肢①～⑤から一つ選び、番号で答えなさい。

(1) 沖縄県は、沖縄本島を含め数多くの特色ある島々や国土面積にも匹敵する広大な海域から構成され、唯一の [61] という特徴を持っています。また、日本本土と東アジア及び東南アジアの海域の中心に位置し、かつて海洋国家「琉球王国」として、アジア諸国との貿易で栄え、たくさんの国々との交流の中で文化を伝播し、[62] に富んだ独特の文化を育み、その歴史を刻んでまいりました。

[61] ① 島しょ県 ② 離島県 ③ 海洋県 ④ 海洋に開まれた県 ⑤ 亜熱帯性気候

[62] ① 異質性 ② 独創性 ③ 変化 ④ 國際性 ⑤ 多様性

(2) 計画の特徴は、[63] を取り入れ、これまでの沖縄振興の柱であった「社会」と「経済」の2つの基軸に、新たに「[64]」の枠組みを加え、社会・経済・[64] の3つの枠組みに対応する形で、「[65] 優しい社会」の形成、「強くしなやかな自立型経済」の構築、「持続可能な海洋島しょ圏」の形成の基軸的な3つの基本方向を示すとともに、施策展開の基本的指針として「安全・安心で幸福が実感できる島」の形成を掲げた点にあります。

[63] ① S D G s ② M D G s ③ D X ④ 交流 ⑤ 共生

[64] ① 変革 ② 挑戦 ③ 環境 ④ 安全 ⑤ 自立

[65] ① 貧困の連鎖を断ち切る ② 共生する ③ 安心して暮らせる
④ 誰一人取り残すことのない ⑤ 皆が助け合う

大問13 次の文章は、「（令和7年度改訂）令和5年度～令和9年度版 学校教育における指導の努力点」（令和7年2月）の中、「学校教育における指導の努力点」である。文中の [66] ~ [70] に適切な語句をそれぞれ下記の選択肢①～⑤から一つ選び、番号で答えなさい。

学校教育においては、子供たちの [66] を踏まえ、組織的・計画的・継続的な教育を行うことが肝要である。子供たちに基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力の育成及び主体的に学習へ取り組む態度を養うことが大切である。また、豊かな心、健やかな体の育成など、「生きる力」を育む学習活動を教育活動全体で充実させることが重要であり、自らの [67] を生かし社会の変化に主体的に対応できる能力や [68] の基礎を培う必要がある。

このため、学校においては、各教科、特別の教科 道徳（以下「道徳科」という）、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間及び特別活動等、教育活動全体を通じて、[69] を充実させるとともに、目的意識を高める指導方法等の改善・充実を図ることで、子供たちに、[70] と向上心を育むなど、適切な教育課程の編成・実施に努める必要がある。

県教育委員会及び各市町村教育委員会においては、各学校が創意工夫を生かした特色ある教育課程を編成・実施できるよう、各学校の実状に応じた適切な支援に努める必要がある。

そこで、学校教育における充実した教育活動のために、次の「努力点」を定め、学校の教育活動全体を通じてその達成に向けた取組を推進する。

- | | |
|----|--|
| 66 | ① 習熟の程度 ② 発達の段階 ③ 学齢及び能力 ④ 資質・能力 ⑤ 実態 |
| 67 | ① 可能性 ② 得意 ③ 特性 ④ 良さ ⑤ 個性 |
| 68 | ① 課題発見力 ② 創意工夫 ③ 創造性 ④ 協働性 ⑤ 柔軟性 |
| 69 | ① 個に応じた指導 ② 授業改善 ③ 指導内容 ④ 体験的な学習活動 ⑤ カリキュラム・マネジメント |
| 70 | ① 自己肯定感 ② 学習意欲 ③ 目的意識 ④ 自己指導能力 ⑤ 自信 |

大問14 次の各文の **71** ~ **74** に最も適切な人物や語句をそれぞれ下記の選択肢①~⑤から一つ選び、番号で答えなさい。

(1) 次の文は、ある法令の一部である。どれか、**71** に番号で答えなさい。

父母後見人等ハ其学齢児童ヲシテ普通教育ヲ得セシムルノ義務アルモノトス

71 ① 学制 ② 教育令 ③ 改正教育令 ④ 小学校令 ⑤ 国民学校令

(2) 「子どもは小さい大人ではなくて、まさに子どもそのものでなければならない」と說いた **72** は、従来の大人の価値観に基づく強制的・注入的な教育を批判し、子どもが本来もっている能力や個性を自然のうちに發揮させようとしており、その教育思想は、自然主義教育、消極教育などと呼ばれる。

72 ① カント ② ルソー ③ ペスタロッチ ④ コメニウス ⑤ ロック

(3) 同じような能力を持っていても、一度の失敗で諦めてしまう人と、失敗の原因を究明して次につなげる人がいる。一度の成功体験にとらわれて次につなげられない人と、何度も成果を達成できる人がいる。問題がむずかしいとやりたがらない子がいる一方、むずかしい問題ほど目を輝かせる子がいる。それらの違いは、アメリカの心理学者ドゥエックによれば **73** にあるという。

73 ① マインドセット ② マインドシェア ③ マインドフィットネス
④ マインドコントロール ⑤ マインドフルネス

(4) 学習とは、**74** によって生じる比較的永続的な行動の変容であると定義されている。

74 ① 推論 ② 記憶 ③ 経験 ④ 觀察 ⑤ 思考

大問15 次のA~Eの各文は、学習理論にかかる実験について述べたものである。それぞれの実験を行った人物とその実験から導き出した学習理論の正しい組み合わせはどれか、**75** に番号で答えなさい。

- A 箱の中のネコは、暴れ回ったりしているうちに偶然脱出できた。これを繰り返すうち、短時間で脱出が可能になった。
- B イヌにベルを鳴らした直後にエサを与えることを繰り返した結果、ベルを鳴らしただけで唾液を出すようになった。
- C 装置の中に入れられたネズミは、偶然にレバーを押すことでエサを得た。この訓練を繰り返すことで、エサを得る手段としてレバーを押すことを学習した。
- D おりの中のチンバージーは、棒を使って手の届かない所にあるバナナを取ることができた。
- E 迷路の中のネズミは、最短の経路を選択して目標地点（餌のある場所）行くことができた。

- (実験者) a パブロフ
b ケーラー
c トールマン
d ソーンダイク
e スキナー

- (学習理論) ⑦ オペラント条件づけ
① サイン・ゲシュタルト説
⑨ 洞察説
⑧ 古典的条件づけ
⑩ 試行錯誤説

75

| | A | B | C | D | E |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| ① | a - ⑦ | c - ⑦ | b - ⑨ | e - ① | d - ⑩ |
| ② | b - ⑦ | c - ⑩ | a - ⑨ | e - ⑧ | d - ① |
| ③ | c - ⑦ | a - ① | d - ⑧ | b - ⑨ | e - ⑩ |
| ④ | d - ⑩ | a - ⑧ | e - ⑦ | b - ⑨ | c - ① |
| ⑤ | e - ⑩ | b - ⑨ | d - ① | c - ⑦ | a - ⑧ |

問16 次の文章は、いじめ防止対策推進法の一部である。文中の **76** ~ **78** に適切な語句をそれぞれ下記の選択肢①~⑤から一つ選び、番号で答えなさい。

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の **76** を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の **77** を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、**78** 等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

76 ① 人権 ② 平穏な生活 ③ 発達 ④ 教育を受ける権利 ⑤ 自尊心

77 ① 個性 ② 健全な発達 ③ 尊厳 ④ 生命及び安心・安全 ⑤ 人格

78 ① 学校 ② 学校の設置者 ③ 保護者 ④ 学校及び学校の教職員 ⑤ 国及び地方公共団体

大問17 次の各文章は、文部科学省「生徒指導提要」（改訂版）（令和4年12月）の「まえがき」の一部である。文中の **79** ~ **85** に適切な語句をそれぞれ下記の選択肢①~⑤から一つ選び、番号で答えなさい。

(1) 今般の改訂では、課題予防・早期対応といった課題対応の側面のみならず、**79** の側面に着目し、その指導の在り方や考え方について説明を加えています。

79 ① 個性の伸長を図る生徒指導
② 児童生徒の発達を支えるような生徒指導
③ 社会的資質や行動力を高めることを目指す生徒指導
④ 現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指す生徒指導
⑤ 学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たす生徒指導

(2) 子供たちの多様化が進み、様々な困難や課題を抱える児童生徒が増える中、学校教育には、子供の発達や教育的ニーズを踏まえつつ、**80** が求められています。こうした中で、生徒指導は、一人一人が抱える個別の困難や課題に向き合い、「個性の発見とよさや可能性の伸長、**81**」に資する重要な役割を有しています。

80 ① 一人一人の可能性を最大限伸ばしていく教育
② 個別最適な学びの機会
③ 自己実現を図っていくこと
④ 持続可能な社会の担い手の育成
⑤ 「生きる力」を身に付けること

81 ① 社会的・職業的自立
② 社会的資質・能力の発達
③ 自己実現

④自己指導能力の育成

⑤創造性の涵養

(3) 生徒指導上の課題が深刻になる中、何よりも **82** が重要であり、全ての子供たちに対して、学校が安心して楽しく通える魅力ある環境となるよう学校関係者が一丸となって取り組まなければなりません。その際、事案に応じて、学校だけでなく、家庭や専門性のある関係機関、地域などの協力を得ながら、社会全体で子供たちの成長・発達に向け包括的に **83** していくことが必要です。

- 82**
- ① 子供たちが社会的・職業的に自立すること
 - ② 子供たちに「生きる力」を育むこと
 - ③ 子供たちに「確かな学力」を育むこと
 - ④ 現在及び将来において自己実現を図ること
 - ⑤ 子供たちの命を守ること

83 ① 援助 ② 指導 ③ 支援 ④ 配慮 ⑤ 助言

(4) また、本年6月に「こども基本法」が成立し、子供の権利擁護や **84** の確保等が法律上位置付けられました。子供たちの健全な成長や自立を促すためには、子供たちが意見を述べたり、他者との対話や議論を通じて考える機会を持つことは重要なことであり、例えば、校則の見直しを検討する際に、児童生徒の意見を聴取する機会を設けたり、児童会・生徒会等の場において、校則について確認したり、議論したりする機会を設けることが考えられます。児童生徒が主体的に参画することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、児童生徒自身がその **85** を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものと考えています。

(※ こども基本法が成立した「本年6月」とは、令和4年のこと。)

- 84**
- ① 教育を受ける権利
 - ② 人間としての尊厳
 - ③ 将来にわたって幸福な生活を送ることができる権利
 - ④ 意見を表明する機会
 - ⑤ 多様な社会的活動に参画する機会

85 ① 成立の背景や過程 ② 意義や理由 ③ 根拠や理由
④ 根拠や影響 ⑤ 目的や目標

【一般教養】

大問18 次の各文の **86** ~ **90** に入る最も適当なものを、それぞれ次の①~⑤から一つ選び、番号で答えよ。

(1) 下線部分の語の用い方として適切なものはどれか。 **86**

- ① 健全な成長が阻害される。
- ② 玄関のドアを解放する。
- ③ 情報を收拾する。
- ④ 絶対絶命の危機を克服する。
- ⑤ 所要のため会議を欠席する。

(2) 懲役と禁錮を廃止し、新しい種類の刑罰に一本化する改正刑法が令和7年6月1日、施行された。この刑罰を何というか。 **87**

- ① 収監刑
- ② 監察刑
- ③ 拘禁刑
- ④ 懲禁刑
- ⑤ 拘束刑

(3) 日本のことわざ「他山の石」とほぼ同じ意味をもつ英文として最も適切なものはどれか。 **88**

- ① Every man knows his own business best.
- ② A man's walking is a succession of falls.
- ③ The fault of another is a good teacher.
- ④ Every man has his humor.
- ⑤ Great pains but all in vain.

(4) 2025（令和7）年は、戦後80年にあたる。1945（昭和20）年、慶良間諸島に上陸した米軍はその後、沖縄本島中部西海岸（読谷村・嘉手納町・北谷町）に上陸した。米軍が慶良間列島に上陸した日はいつか。 **89**

- ① 3月26日
- ② 4月1日
- ③ 4月28日
- ④ 5月15日
- ⑤ 6月23日

(5) 戦後、日本は敗戦により連合国に占領下に置かれるが、連合国による占領が終わり、日本国が主権を回復することとなった条約はどれか。 **90**

- ① 日米修好条約
- ② 日米安全保障条約
- ③ 国際連合憲章条約
- ④ ワシントン条約
- ⑤ サンフランシスコ平和条約

次のような教育原理、教育史、教育心理などの問題をどこかにおく予定。

大問○ 次の文章は、フランスの社会思想家、教育者ルソーについて述べたものである。 [71] ~ [75]
に適切な語句をそれぞれ下記の選択肢①~⑤から一つ選び、番号で答えなさい。

フランスの社会思想家であり教育家であるルソーは、アンシャン・レジーム（旧体制）の矛盾を鋭く批判し、「[71]」のことばに端的に表されるように人間が生まれながらに持っている善良さや自由、自律性を回復すべきことを訴え、その回復の手段として教育を位置付けた。

ルソーはその著書『[72]』の冒頭で、「創造主の手を離れるときはすべてが善であるが、人間の手に移るとすべて悪になる。」と述べ、人間はもともと善である（性善説）が、社会やその中の文化に染まっていくと悪になるという。

続けて、従来の大人の価値観に基づく強制的・注入的な教育を批判し、子どもが本来もっている能力や個性を自然のうちに發揮させようと主張しており、その教育思想は[73]、[74]などと呼ばれる。

さらにルソーはその著書『[72]』の中で、自我が芽生え、精神的に生まれ変わる青年期のことを「[75]」と呼び、自分はこれからどう生きようか自覚して、とらえ直す時期であると述べた。

- [71] ① 人間は教育されなければならない唯一の被造物である
② 自然へ帰れ
③ 人間は生理的早産の状態で生まれてくる
④ 人間の精神ははじめ白紙である
⑤ 生活が陶冶する

- [72] ① 教育に関する考察 ② 人間の教育 ③ 児童の世紀 ④ エミール ⑤ 学校と社会

- [73] ① 自由教育 ② 放任教育 ③ 黙認教育 ④ 個性教育 ⑤ 自然主義教育

- [74] ① 消極教育 ② 感性教育 ③ 創造性教育 ④ 性善教育 ⑤ 完成教育

- [75] ① アイデンティティ ② 第二の誕生 ③ 心理的離乳 ④ 疾風怒濤 ⑤ マージナルマン

大問○

大問○は、教員採用試験の「定番」ルソー。

7月分第1回[72]でも出題してある。視点をかえて作問してみた。

なお、ルソーを題材に作問してあるが、正答でない選択肢も必ず確認し、覚えていこう。

- [71] ① 自然へ帰れ

ルソーによれば、「創造主の手を離れるときはすべてが善であるが、人間の手に移るとすべて悪になる」という。だから教育をとおして人間の手に移る前の状態すなわち「自然」の状態になることが大切だという。ここでいう「自然」とは、社会や文明の影響を受けていない状態、つまり、人間の本質がそのまま現れている状態を指す。

他の選択肢「名言」を確認しておこう。

- | | |
|------------------------------|-------------------|
| ① 「人間は教育されなければならない唯一の被造物である」 | カント『教育学講義』 |
| ③ 「人間は生理的早産の状態で生まれてくる」 | ボルトマン『人間はどこまで動物か』 |
| ④ 「人間の精神ははじめ白紙である」 | ロック『人言悟性論』 |
| ⑤ 「生活が陶冶する」 | ペスタロッチ『白鳥の歌』 |

72 ④ エミール

ルソーの教育に関する著作は『エミール』。その冒頭は「創造主の手を離れるときはすべてが善であるが、人間の手に移るとすべて悪になる。」で始まる。

『エミール』は、主人公の少年エミールの成長過程を通して語られるルソーの教育論である。

他の選択肢の著者を確認しておこう。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ①『教育に関する考察』 | ロック (『教育論』の和訳もあり) |
| ②『人間の教育』 | フレーベル |
| ③『児童の世紀』 | エレン・ケイ |
| ⑤『学校と社会』 | デューイ |

73 ⑤ 自然主義教育

74 ① 消極教育

ルソーの教育は、自然主義教育、消極教育などと理解されている。

本県でも過去に「消極教育」が正答に使われた出題あり（平成28年度）。

75 ② 第二の誕生

ルソーは、青年期を「一度は生存のため、二度目は生きるため」と表現している。これは、最初の誕生が生物学的な生存であるのに対し、第二の誕生は人間として、社会の一員として、そして性を持つ人間としての自覚を伴う、より精神的な誕生であることを意味する。

青年期の特徴を端的に捉えた呼び方を確認しておこう。

- | | |
|-----------|----------|
| ①アイデンティティ | エリクソン |
| ③心理的離乳 | ホーリングワース |
| ④疾風怒濤 | ホール |
| ⑤マージナルマン | レヴィン |

教職教養予想問題（第1回） 解答・解説

正答一覧

| | |
|----|---|
| 31 | ④ |
| 32 | ① |
| 33 | ② |
| 34 | ④ |
| 35 | ③ |
| 36 | ④ |
| 37 | ⑤ |
| 38 | ⑤ |
| 39 | ② |
| 40 | ② |

| | |
|----|---|
| 41 | ② |
| 42 | ① |
| 43 | ③ |
| 44 | ③ |
| 45 | ① |
| 46 | ⑤ |
| 47 | ④ |
| 48 | ① |
| 49 | ③ |
| 50 | ② |

| | |
|----|---|
| 51 | ⑤ |
| 52 | ① |
| 53 | ① |
| 54 | ③ |
| 55 | ④ |
| 56 | ② |
| 57 | ① |
| 58 | ③ |
| 59 | ② |
| 60 | ⑤ |

| | |
|----|---|
| 61 | ① |
| 62 | ⑤ |
| 63 | ① |
| 64 | ③ |
| 65 | ④ |
| 66 | ② |
| 67 | ⑤ |
| 68 | ③ |
| 69 | ① |
| 70 | ① |

| | |
|----|---|
| 71 | ④ |
| 72 | ② |
| 73 | ① |
| 74 | ③ |
| 75 | ④ |
| 76 | ④ |
| 77 | ③ |
| 78 | ⑤ |
| 79 | ② |
| 80 | ① |

| | |
|----|---|
| 81 | ② |
| 82 | ⑤ |
| 83 | ③ |
| 84 | ④ |
| 85 | ④ |
| 86 | ① |
| 87 | ③ |
| 88 | ③ |
| 89 | ① |
| 90 | ⑤ |

解説

大問 1

31 ④ その能力に応じて

32 ① 保護

大問1は、日本国憲法第26条。

(1) 日本国憲法第26条は、我が国の教育法規の根本に位置づく極めて重要な規定。

(2) 第26条は、それぞれ次を規定している。

・第1項は、「教育を受ける権利」(教育を受ける側に対して)

・第2項は、「教育を受けさせる義務」(保護者の側に対して)

「義務教育の無償」(国や地方公共団体などの側に対して)

○「教育小六法」で過去問を一つ一つ確認

お手元にお届けしてある「令和8年度用 教育小六法」には、過去に出題のあった条文については過去問を収録しています。

過去24年分、いつの年の試験で、どの語句が正答として使われたのか、一目で確認できるように編集しております。

出題当時以降に改正があった条文については、すべて現行の条番号、条文に修正しております。

本研究会の編集した「教育小六法」のもつこの特長を最大にいかしてまいりましょう。

大問 2

33 ② 心身の発達

34 ④ 一貫して

大問 2 は、学校教育法第49条の 2。「義務教育学校の目的」。

(1) 平成27年の法改正により、小中一貫教育を行う新たな学校の種類として「義務教育学校」が制度化された。

似たものに、中学校教育、高等学校教育を 6 年にわたり一貫して行う「中等教育学校」がある。

(2) 義務教育学校の修業年限は 9 年（第49条の 4）で、6 年の前期課程と 3 年の後期課程に区分する（第49条の 5）。

(3) 義務教育学校の教育課程は、小学校、中学校の教育課程をそれぞれ準用する。

(4) 義務教育学校は、いわゆる「小中一貫校」とは異なる。

その大きな違いは、小学校・中学校の間に区切りが「ある」か「ない」かである。義務教育学校では、小学校・中学校の区切りがないため、小中一貫校で取られている 6-3 制度に縛られる必要がない。そのため、柔軟に学年制を変更することができ、先を見据えた教育計画が可能となる。

(5) これを機会に、幼稚園以下、各校種の目的、目標を確認しておこう。

○各学校種ごとの目的・目標

教育の目的、目標

教育基本法第 1 条、第 2 条

義務教育の目的、目標

教育基本法第 5 条第 2 項、学校教育法第（　）条

幼稚園の目的、幼稚園教育の目標

学校教育法第（　）条、第（　）条

小学校の目的、小学校教育の目標

学校教育法第（　）条、第（　）条

中学校の目的、中学校教育の目標

学校教育法第（　）条、第（　）条

義務教育学校の目的、義務教育学校の目標

学校教育法第（　）条、第（　）条

高等学校の目的、高等学校教育の目標

学校教育法第（　）条、第（　）条

中等教育学校の目的、中等教育学校の目標

学校教育法第（　）条、第（　）条

特別支援学校の目的

学校教育法第（　）条

大問 3

大問 3 は、学校保健安全法第19条、第20条。

35 ③ 出席を停止させる

小問(1) は、学校保健安全法第19条。「出席停止」。

(1) 感染症の予防上の観点から、児童生徒に対する出席停止の規定。

(2) 出席を停止させるのは校長。

(3) 「出席停止」は懲戒ではない。

36 ④ 休業を行う

小問(2) は、学校保健安全法第20条。「臨時休業」。

(1) 感染症の予防上の観点から、学校の全部又は一部の臨時休業の規定。

(2) 新型コロナウィルスの感染が急速に拡大した令和 2 年、感染拡大防止のための学校の休校（法令上は休業）は、この規定に基づき、学校の設置者（都道府県や市町村）が行ったもの。

政府の要請であったが、要請先は「学校の設置者」である。

(3) 市町村立学校については、県（県教委）も、学校の設置者である市町村（市町村教委）に対して要請を行う。

○臨時休業、出席停止

| | | | |
|------|-------|---------------|-----------|
| 臨時休業 | 非常変災 | 学校教育法施行規則第63条 | 校長 |
| | 感染症予防 | 学校保健安全法20条 | 学校の設置者 |
| 出席停止 | 性行不良 | 学校教育法第35条 | 市町村の教育委員会 |
| | 感染症予防 | 学校保健安全法第19条 | 校長 |

○学校保健安全法第20条からの出題はまだない

学校保健安全法第20条からの出題は、令和7年度実施試験までまだ一度もない。

大問4

37 ⑤ 職責

38 ⑤ 方途

大問4は、教育公務員特例法第21条。「研修」。

(1) 教育公務員については、同じ公務員でありながら一般（行政職）の公務員に比べて、手厚い研修の規定が設けられている。

地方公務員法の研修の規定と読み比べてみると明らかに違う（地公法第39条）。

(2) なお、第2項中「研修実施者」は、改正前は「任命権者」。

○教育公務員特例法第21条、ミニ解説

第21条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない

2 教育公務員の研修実施者は、教育公務員（公立の小学校等の校長及び教員（臨時に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この章において同じ。）を除く。）の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

- (1) 第1項の「職責（を遂行）」に留意。「職務」「本務」「責務」等との区別をしっかりと。
- (2) 「職責」の語句が使用されているところは次の6箇所。特に①②③⑥。必ず「教育小六法」で確認すること。
 - ①教育基本法第9条第1項
 - ②同 第2項
 - ③教育公務員特例法第21条第1項
 - ④同 第22条の3第1項
 - ⑤同 第22条の6第1項
 - ⑥地方公務員法第35条
- (3) 第21条第1項で「研究と修養」が初めて登場。これ以後の条では「研修」と表記する。
- (4) 条文中の「教育公務員」について、第2項の2つ目には（ ）がついて限定されているが、第1項では（ ）がついておらず、すべての教育公務員に適用されることを意味する。

- (5) 第2項の「研修実施者」の語句は、令和4年改正のときに「研修実施者」になった。改正前は「任命権者」。
令和4年改正とは、教員免許更新制の廃止に伴い、新たに「研修記録」が新設されたこと。

大問5

39 ② 職責

大問5は、地方公務員法第35条。「職務に専念する義務」。

- (1) 主語の使われ方として、教育公務員法では「教育公務員」「校長及び教員」など、地方公務員法では「職員」。
(2) 「職務」について、大問4の解説を参照。

大問6

40 ② 児童の権利に関する条約

大問6は、こども基本法第1条。「目的」。

- (1) 令和4年に公布された比較的新しい法律。
(2) 「生徒指導提要」(改訂版)は、この法律の理念が反映されている。
(3) なお、この法律でいう「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」である定義している(第2条第1項)。

○法規問題、いかがですか

ここまで、法規問題(特別支援教育、生徒指導に関する法規を除く。)

別途お届けしてある【補助教材3】(教育法規の過去問)、【補助教材6】(教育小六法)でもお気づきのように、教員採用試験の問題に引用される法令は範囲が限定されている。

次の学習指導要領の問題の後、特別支援教育、生徒指導に関する法規問題を出題していく。

得点を稼ぎやすい問題領域である。視点をかえると、あなただけでなく、他の方についても同じ。

大問7

大問7は、「小学校学習指導要領」(平成29年3月告示)及び『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編』(平成29年7月)。

以下、「小学校学習指導要領」『小学校学習指導要領解説 総則編』又は『解説』と表記する。

○学習指導要領一相当する他の校種の項も

学習指導要領の一つ一つの項目を「項」という。

今回の学習指導要領は、すべての校種にわたって章立て、項立て、各項の記述を統一している。

小学校学習指導要領からの問題が出たとき、他の校種の相当する項についても必ず確認していこう。

○学習指導要領改訂の方針と第1章総則の枠組み

- 小中第1・高第1款(小学校教育の基本と教育課程の役割) → 「何ができるようになるか」
小中第2・高第2款(教育課程の編成) → 「何を学ぶか」
小中第3・高第3款(教育課程の実施と学習評価) → 「どのように学ぶか」「何が身についたか」
高第4款(単位の修得及び卒業の認定)

| | |
|-----------------------|--------------------------|
| 小中第4・高第5款（児童の発達の支援） | → 「子供一人一人の発達をどのように支援するか」 |
| 小中第5・高第6款（学校運営上の配慮事項） | → 「実施するために何が必要か」 |
| 小中第6・高第7款（道徳教育の配慮事項） | |

○学習指導要領そのものは暗記

『解説』はこれを基盤に文脈を読み解く

沖縄県の教員採用試験では、学習指導要領そのものほか、その学習指導要領を文部科学省が教員向けに解説した『解説』からも過去、出題されている。

出題の対象が新学習指導要領になった初年度の平成29年度実施試験はともかく、その後の平成30年度実施から令和6年度実施の午前の部、午後の部にいたるまでほとんど『解説』からの出題となっていたが、令和7年度実施試験では午前の部・午後の部とも基本的な問題に戻っている。今回の学習指導要領は、全校種にわたって構成（章立て）が統一されており、校種の特質や発達の段階の違いのあるところを除けば、文章表現もまったく同じである。

ところで、その『解説』に書かれている解説文を暗記しなければならないか。暗記することに越したことないが、その時間、その能力があったらご自身の専門教科の対策に徹底して時間を振り向けることを強く勧める。

その代わり、学習指導要領本文は徹底して暗記する。「暗記するという意識」を強くもって学習指導要領本文を読み込み、問題に取り組む。この繰り返しに尽きる（法規問題もしかり）。7年度実施問題がそれを示している。これができるれば、これを基盤にして『解説』の問題に臨めばよい。文脈を読み込み、求められた空欄に5つの語群から選択していくべきだ。

『解説』は、文字どおり学習指導要領の解説であり、その基になっているのは学習指導要領そのものである。

学習指導要領の問題に取り組むとき、その項の解説に目を通すのは当然である。

41 ② 学ぶことの意義

42 ① 学習の在り方

小問(1)は、前文の5段目。

- (1) 今回の学習指導要領で初めて「前文」が登場した。全校種とも5段からなり、第5段目の記述だけが多少異なる。
- (2) 冒頭から教育基本第2条に掲げる目標の引用までを一つの段落と数える。
- (3) 出題に引用した第5段目の段落が、他の校種と異なる表現になっている。
- (4) なお、細かいことだが学習指導要領そのものに「前文」という表記（見出し）はない。日本国憲法、教育基本法もしかり。

43 ③ 未来社会を切り拓く

44 ③ 確かな学力

45 ① 体験活動

小問(2)は、「まえがき」。

大問8

46 ⑤ 心の揺れ

47 ④ 精神的に自立

48 ① 人間としての生き方

大問8は、『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編』。

引用は、第1章第6の2の解説（『解説』142頁）。「道徳教育推進上の配慮事項 2 指導内容の重点化」。

○指導内容の重点化（第1章第6の2）

2 各学校においては、生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、小学校における道徳教育の指導内容を更に発展させ、自立心や自律性を高め、規律ある生活をすること、生命を尊重する心や自らの弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること、法やきまりの意義に関する理解を深めること、自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに留意すること。

（『解説』142頁）

- (1) 自立心や自律性を高め、規律ある生活をすること

中学生の時期は、自我に目覚め、自ら考え主体的に判断し行動することができるようになり、人間としての生き方についての関心が高まってくる。その一方で、必ずしも心と体の発達が均衡しているわけではないため、人生の悩みや葛藤などで心の揺れを感じやすい時期でもある。また、教師や保護者など大人への依存から脱却して、自分なりの考えをもって精神的に自立していく時期でもある。しかし、周囲の思惑を気にして、他人の言動から影響を受けることも少なくない。そうした中で、現実の世界から逃避したり、今の自分さえよければよいと考えたりするのではなく、これまでの自分の言動を振り返るとともに、自分の将来を考え、他者や集団・社会との関わりの中で自制しあり生きていくことができる自己を確立し、道徳的に成長を遂げることが望まれる。こうした観点から、道徳科の授業で生徒が自己を振り返り、自己を深く見つめ、人間としての生き方について考えを深め、生徒の自立心や自律性を高め、規律ある生活が送れるようにする取組が求められる。

大問9

49 ③ 体験的

50 ② 社会奉仕

大問9は、「高等学校学習指導要領」（平成30年3月告示）。

- (1) 引用は、第1章第1款の4。「就業やボランティアにかかる体験的な学習の指導」。
(2) お気づきですか。この項は小学校・中学校学習指導要領と大きく異なるところ。
(3) 「第1章第1款」は、小学校・中学校学習指導要領では「第1章第1」に相当。
・小学校・中学校学習指導要領 第1章の第1 1～4
・高等学校学習指導要領 第1章第1款 1～5

大問10

51 ⑤ 値値

52 ① 多様性

53 ① 平等

大問10は、障害者の権利に関する条約。

- (1) 引用は前文。
(2) 前文は、この条約の締約国が (a) ~ (y) の25項目について確認し、協定したことを述べている。
(3) 第1条以下で具体的に規定している。

○障害者の権利に関する条約 - 前文

前文

この条約の締約国は、

- (h) また、いかなる者に対する障害に基づく差別も、人間の固有の尊厳及び価値を侵害するものであることを認め、
- (i) さらに、障害者の多様性を認め、
- (r) 障害のある児童が、他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に享有すべきであることを認め、また、このため、児童の権利に関する条約の締約国が負う義務を想起し

次のとおり協定した。

第1条（以下、略）。

大問11

54 ③ 障害者の権利に関する条約

55 ④ 連続性

56 ② 指導法

57 ① 合理的配慮

58 ③ 社会モデル

59 ② 授業づくり

60 ⑤ 困難さ

大問11は、中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月26日）。

- (1) 58 の「社会モデル」とは、障害は個人の心身機能によるものだけでなく、社会（人や環境、システムなど）にも原因があるという考え方。障害を個人の特性ではなく、おもに社会によって作られたものとみなす考え方。
- (2) 引用は、次のところ（59頁～）。

○新時代の特別支援教育の在り方について

中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月26日）

4. 新時代の特別支援教育の在り方について（59頁）

（1）基本的な考え方

- （令和5年度実施試験（午後の部）で引用されたところ）
- （令和5年度実施試験（午後の部）で引用されたところ）
- 障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要がある。

(2) 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

④特別支援学校における教育環境の整備

- I C Tを活用した在宅就労など特別支援学校卒業者の就労先が広がる中、従来の事業所に通勤・通所する形態のみならず、在宅での労働などの形態についても視野に入れた職業教育、進路指導等が行えるよう、I C Tを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発を行う必要がある。

(3) 特別支援教育を担う教師の専門性向上

①全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性（65頁）

- 全ての教師には、障害の特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力や、個別の教育支援計画・個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等が必要である。加えて、障害のある人や子供との触れ合いを通して、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は障害により起因するものだけでなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものという考え方、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえ、障害による学習上又は生活上の困難について本人の立場に立って捉え、それに対する必要な支援の内容を一緒に考えていくような経験や態度の育成が求められる。また、こうした経験や態度を、多様な教育的ニーズのある子供がいることを前提とした学級経営・授業づくりに生かしていくことが必要である。
- また、目の前の子供の障害の状態等により、障害による学習上又は生活上の困難さが異なることを理解し、個に応じた分かりやすい指導内容や指導方法の工夫を検討し、子供が意欲的に課題に取り組めるようにすることが重要である。その際、困難さに対する配慮等が明確にならない場合などは、専門的な助言又は援助を要請したりするなどして、主体的に問題を解決していくことができる資質や能力が求められる。

大問12

大問12は、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画 令和4年度～令和13年度）」（令和4年5月）。

令和4年度から始まる今後10年間の沖縄振興計画。沖縄の復帰50年の節目にあたる令和4年5月15日に沖縄県が策定した。

小問(1)、小問(2)とも、「はじめに～県民のみなさまへ」。

61 ① 島しょ県

62 ⑤ 多様性

小問(1)は、冒頭の第1段目。

61 ① S D G s

62 ③ 環境

65 ④ 誰一人取り残すことのない

小問(2)は、第5段目。

○はじめに～県民のみなさまへ～

－新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画 令和4年度～令和13年度）』（令和4年5月）

はじめに～県民のみなさまへ

(1) 沖縄県は、沖縄本島を含め数多くの特色ある島々や国土地面積にも匹敵する広大な海域から構成され、唯一の島しょ県という特徴を持っています。また、日本本土と東アジア及び東南アジアの海域の中心に位置し、かつて海

洋国家「琉球王国」として、アジア諸国との貿易で栄え、たくさんの国々との交流の中で文化を伝播し、多様性に富んだ独自の文化を育み、その歴史を刻んでまいりました。

(2) 計画の特徴は、SDGsを取り入れ、これまでの沖縄振興の柱であった「社会」と「経済」の2つの基軸に、新たに「環境」の枠組みを加え、社会・経済・環境の3つの枠組みに対応する形で、「誰一人取り残すことのない優しい社会」の形成、「強くしなやかな自立型経済」の構築、「持続可能な海洋島しょ圏」の形成の基軸的な3つの基本方向を示すとともに、施策展開の基本的指針として「安全・安心で幸福が実感できる島」の形成を掲げた点にあります。

○ SDGs – 「誰一人取り残さない」

自分なりに調べ、理解しておこう。

大問13

66 ② 発達の段階

67 ⑤ 個性

68 ③ 創造性

69 ① 個に応じた指導

70 ① 自己肯定感

大問13は、「(令和7年度改訂) 令和5年度～令和9年度版 学校教育における指導の努力点」(令和7年2月)。

- (1) 引用は、「学校教育における指導の努力点」(3頁)。
- (2) 今回の施策の実施期間は令和5年度～令和9年度。
- (3) 引用した部分は、令和5・6年度改訂版と同じ。

○令和5年度～令和9年度版 学校教育における指導の努力点 (令和7年2月)

学校教育においては、子供たちの発達の段階を踏まえ、組織的・計画的・継続的な教育を行うことが肝要である。子供たちに基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力の育成及び主体的に学習へ取り組む態度を養うことが大切である。また、豊かな心、健やかな体の育成など、「生きる力」を育む学習活動を教育活動全体で充実させることが重要であり、自らの個性を生かし社会の変化に主体的に対応できる能力や創造性の基礎を培う必要がある。

このため、学校においては、各教科、特別の教科 道徳(以下「道徳科」という)、外国語活動、総合的な学習(探究)の時間及び特別活動等、教育活動全体を通じて、個に応じた指導を充実させるとともに、目的意識を高める指導方法等の改善・充実を図ることで、子供たちに、自己肯定感と向上心を育むなど、適切な教育課程の編成・実施に努める必要がある。

県教育委員会及び各市町村教育委員会においては、各学校が創意工夫を生かした特色ある教育課程を編成・実施できるよう、各学校の実状に応じた適切な支援に努める必要がある。

そこで、学校教育における充実した教育活動のために、次の「努力点」を定め、学校の教育活動全体を通じてその達成に向けた取組を推進する。

- 確かな学力の育成
- 豊かな心の育成

大問14

大問14は、教育史、教育心理などのいわゆる「一問一答」。

71 ④ 小学校令

引用の条文は、1886（明治19）年公布の小学校令第3条の一部。

(1) 小学校令は、1886（明治19）年に公布されたいわゆる「学校令」の一つで、初代文部大臣森有礼の政策による。

⑦小学校は尋常小学校（修業年限4か年）と高等小学校（修業年限4か年）の2段階

⑧小学校の学齢は6歳（尋常小学校入学時点）から14歳（高等小学校卒業時点）に至る8年

⑨8年のうち尋常小学校の4年間を義務教育期間

(2) この中で、児童の就学が父母後見人等の「義務」であることを法令上、初めて明記した。

(3) 引用した条文の直前に「児童六年ヨリ十四年ニ至ルハ箇年ヲ以テ学齢トシ」と置かれている。

(4) 一連の学校令により、我が国における近代学校体系の枠組みが確立したものと理解されている。

○近代日本の重要な教育法令

| | | |
|------------|--------|---|
| 1872（明治5） | 学制 | 日本の近代学校制度を定めたもの |
| 1879（明治12） | 教育令 | 学制を廃止。「自由教育令」といわれるよう、就学義務年限を大幅に緩和 |
| 1880（明治13） | 改正教育令 | 学校の設置、就学義務の厳格化。「修身」が教科の首位に置かれる |
| 1885（明治18） | | 内閣制度発足。初代総理大臣は伊藤博文、初代文部大臣は森有礼 |
| 1886（明治19） | 「学校令」 | 小学校令、中学校令など。文部大臣・森有礼の政策 小学校令により、尋常小学校4年間を日本で初めて義務化 |
| 1890（明治23） | 教育勅語 | 元田永孚と井上毅の起草。戦前の天皇制国家主義教育の原典 |
| 1907（明治40） | 改正小学校令 | 尋常小学校の修業年限（義務教育期間）を2年延長し6年間に |
| 1941（昭和16） | 国民学校令 | 小学校の名称が消え、国民学校に。教育も戦時体制へ |

○正答以外の選択肢も確認を

教育史、教育心理等のいわゆる「一問一答」の問題は、毎年、教職教養60点満点のうち10点の配点がある。配点の比重、問題の内容（難易度）、解答するために要する時間、いずれをとっても1問たりとも取りこぼしがあってならない領域である。

そのためには、単なる「答合わせ」に終始することなく、日頃から正答以外の選択肢の語句や人物を含め、確実に習得することに尽きる。

例えば、次の問題。1つの問題につき5人の人物、5つの用語を手に収めることができる。勉強のしかた、自分なりのノートの作り方によっては、その2倍、3倍にもなる。

【令和7年度実施（午前の部）】

(2) (コメニウスについて説明した文章) チェコ生まれの教育家。30年戦争によって荒廃した祖国に直面し、人類の破滅を救うには青少年を正しく教育するより有効な方法はないと考え、「すべての人にすべての事柄を享受する」ことを『 37 』において主張した。(正答=⑤大教授学)

37 ①隠者の夕暮れ ②エミール ③人間の教育 ④メトーデ ⑤大教授学

【令和7年度実施（午後の部）】

- (3) **40** は、他者の行動をモデルとして観察者の行動に変化が生ずる現象に対して、総合的に把握するため
に モデリングいう言葉を採用した。（正答=③バンデューラ）
40 ①フロイト ②パブロフ ③バンデューラ ④ゾーンダイク ⑤ヴァント

72 ② ルソー

問題文中「子どもは小さい大人ではなくて、まさに子どもそのものでなければならない」「自然主義教育、消極教育」は、フランスのルソーのこと。教育に関する代表的な著作は『エミール』。

『エミール』の冒頭の一節「万物を創る者の手を離れるときは、すべて良いものであるが、人間の手に移るとすべてが悪くなる」は、ルソーの教育観、人間観を端的に表現したものとしてあまりにも有名。

ルソーのキーワードは、「児童中心主義の先駆け」「子どもの発見者」「自然へ帰れ（自然主義教育）」「消極教育」「性善説」など。

- ①カントは、独自の哲学研究の成果に基づき、「人間は教育されなければならない唯一の被造物」と、教育の重要性を大学で講義した。『教育学講義』など。
③ペスタロッチは、孤児教育、民衆教育や知・徳・体の調和的な人間形成を目指した。『隠者の夕暮れ』など。
④コメニウスは、すべての人にすべてのことを教える汎知主義。『大教授学』など。
⑤ロックは、「精神白紙説（タブラ・ラサ）」を説き、経験による学びの重要性を主張した。『人間悟性論』など。

73 ① マインドセット

設問文は、アメリカの心理学者キャロル・ドゥエックの「心のあり方（マインドセット=mindset）」のこと。

その著作に『MINDSET マインドセット「やればできる！」の研究』がある。

74 ③ 経験

学習とは「経験による比較的永続的な行動の変容」と理解されている。

- (1) 「経験による比較的永続的な行動の変化」と主張する学説もある。
(2) 心理学で、学習は何かと問われたら、設問文の定義が一般的である。
(3) 「経験による行動の変容（変化）」という学説に対して、アメリカの心理学者バンデューラは、直接的経験をもたなくてても他者の行動やその結果をモデルとして観察することにより、学習が成立することを実証している。観察学習、モデリング学習、社会的学習などと称される。
(4) ドイツの心理学者レヴィンは、人間の行動はその個人（Personality）とその個人を取り巻く環境（Environment）により生まれるとした。場の理論と称される。
(5) 「学習とは」という問題があった場合、設問文をしっかりと読み込むことが重要。
(6) なお、何をもって学習が成立するかで、連合説（S-R）と認知説（S-S）の二つの考え方がある。
・連合説（S-R） 刺激と反応との間の結びつきを重視する。
・認知説（S-S） 刺激の受け止め方や意味づけがかわることによって行動の変容（学習）が生じる。
(7) 連合説、認知説について、次の具体的な実験で確認しておこう。

大問15

大問15は、「一問一答」の学習理論。

75 ④ A = a - ② B = c - ⑦ C = b - ⑨ D = e - ⑪ E = d - ⑩

(1) 次の表で実験した人物、その実験から導き出し、提唱した学習理論を整理しよう。

(2) A、B、Cが連合説、D、Eが認知説。

(3) レヴィンの唱えた場の理論は認知説。

| 実験の内容 | 実験した人物 | 学習理論 |
|--|--------|---------------------------------|
| A 箱の中のネコは、暴れ回ったりしているうちに偶然脱出できた。これを繰り返すうち、短時間で脱出が可能になった。 | ソーンダイク | 試行錯誤説 (連合説) |
| B イヌにベルを鳴らした直後にエサを与えることを繰り返した結果、ベルを鳴らしただけで唾液を出すようになった。 | パブロフ | 古典的（レスポンデント）条件づけ／条件反射説 (連合説) |
| C 装置の中に入れられたネズミは、偶然にレバーを押すことでエサを得た。この訓練を繰り返すことで、エサを得る手段としてレバーを押すことを学習した。 | スキナー | オペラント（道具的）条件づけ (連合説) |
| D おりの中のチンバージーは、棒を使って手の届かない所にあるバナナを取ることができた。 | ケーラー | 洞察説 (認知説) |
| E 迷路の中のネズミは、最短の経路を選択して目標地点（餌のある場所）行くことができた。 | トールマン | サイン・ゲシュタルト説 (認知説) |

大問16

76 ④ 教育を受ける権利

77 ③ 尊厳

78 ⑤ 国及び地方公共団体

大問16は、いじめ防止対策推進法第1条。「目的」。

お手元の【補助教材3】教育法規の過去問、【補助教材6】「令和8年度用 教育小六法」で、同法からの過去問を確認してみよう。

大問17

79 ② 児童生徒の発達を支えるような生徒指導

80 ① 一人一人の可能性を最大限伸ばしていく教育

81 ② 社会的資質・能力の発達

82 ⑤ 子供たちの命を守ること

83 ③ 支援

84 ④ 意見を表明する機会

85 ④ 根拠や影響

大問17は、文部科学省「生徒指導提要」の改訂版（令和4年12月）。

- (1) 令和4年12月、「生徒指導提要」の改訂版が公開された。書籍版として、店頭にも並んでいる。
- (2) 引用は、「まえがき」の第5段目からの記述。
- (3) 「まえがき」では、改訂の背景、趣旨、方針などが簡潔に述べられている。
- (4) 本県の過去問や「生徒指導提要」の位置づけを見ると、今後、間違いなく多用されていく。
- (5) まず最初に、なぜ「生徒指導提要」が改訂されたのか、「まえがき」を読み込み、その概要を理解しておこう。

○まえがき－「生徒指導提要」（改訂版）（令和4年12月）

（1段目～4段目略）

特に、今般の改訂では、課題予防・早期対応といった課題対応の側面のみならず、児童生徒の発達を支えるような生徒指導の側面に着目し、その指導の在り方や考え方について説明を加えています。

子供たちの多様化が進み、様々な困難や課題を抱える児童生徒が増える中、学校教育には、子供の発達や教育的ニーズを踏まえつつ、一人一人の可能性を最大限伸ばしていく教育が求められています。こうした中で、生徒指導は、一人一人が抱える個別の困難や課題に向き合い、「個性の発見とよさや可能性の伸長、社会的資質・能力の発達」に資する重要な役割を有しています。

生徒指導上の課題が深刻になる中、何よりも子供たちの命を守ることが重要であり、全ての子供たちに対して、学校が安心して楽しく通える魅力ある環境となるよう学校関係者が一丸となって取り組まなければなりません。その際、事案に応じて、学校だけでなく、家庭や専門性のある関係機関、地域などの協力を得ながら、社会全体で子供たちの成長・発達に向け包括的に支援していくことが必要です。

また、本年6月に「こども基本法」が成立し、子供の権利擁護や意見を表明する機会の確保等が法律上位置付けられました。子供たちの健全な成長や自立を促すためには、子供たちが意見を述べたり、他者との対話や議論を通じて考える機会を持つことは重要なことであり、例えば、校則の見直しを検討する際に、児童生徒の意見を聴取する機会を設けたり、児童会・生徒会等の場において、校則について確認したり、議論したりする機会を設けることが考えられます。児童生徒が主体的に参画することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、児童生徒自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものと考えています。

○「まえがき」を徹底して読み込もう

教員採用試験の「定番」ともいえる文部科学省「生徒指導提要」が令和4年12月、その改訂版が公開された。

改訂版は、文部科学省の当初の説明では「デジタル版で公開する」とあったが、書籍版でも販売されるようになった。

「まえがき」では、改訂の背景や方針などが端的に示されている。重要なキーワードがいくつも登場する。

徹底して読み込むことを強く薦める。

大問18

大問18 86 ~ 90 は、一般教養。

86 ① 「健全な成長が阻害される。」が正しい

他の誤りは次のとおり。

- ②玄関のドアを解放する。正しくは「開放」。
- ③情報を收拾する。正しくは「収集」。
- ④絶対絶命の危機を克服する。正しくは「絶体」。
- ⑤所要のため会議を欠席する。正しくは「所用」。

87 ③ 拘禁刑

懲役と禁錮を廃止して、これらを一本化した刑罰は「拘禁刑」（こうきんけい）。

- (1) 令和7年6月1日施行。
- (2) 明治40年（1907年）の刑法制定以来、新しい種類の刑罰が導入されるのは初めて。
- (3) 導入の背景には、受刑者の「更生」と「再犯」を防ぐ狙いがあるとされている。

(4) 学校教育、教育公務員にどういう影響があるか。

次の各条文にあった「禁錮」がすべて「拘禁刑」に改められた。

・校長・教員の欠格事由を定めた学校教育法第9条第一号

・地方公務員の欠格事由を定めた地方公務員法第16条第一号

・教育職員免許状を授与することができない事由を定めた教育職員免許法第5条第三号

87 ③ The fault of another is a good teacher.

「他山の石」とは、他人の失敗や経験を自分の教訓として活かすことを意味する。

したがって、「他山の石」とほぼ同じ意味をもつ英文は「他人の失敗はよい教師である」という意味の③。

①～⑤の英文とそれにはほぼ同じ意味をもつ日本のことわざを確認しておこう。

①人は、自分のことは自分がよくわかっている。 「餅は餅屋」

②人の歩は転びの連続である。 「七転び八起き」

③他人の失敗はよい教師である。 「他山の石」

④人にはそれぞれ向き不向きがある。 「十人十色」

⑤とても苦労したが、すべては無駄だった。 「骨折り損のくたびれもうけ」

○熟語、ことわざ

一般教養の問題中、4点が配点される外国語の問題がある（教養問題は、全体で1点およそ1分計算）。

その2点分は熟語やことわざなどの比較的短い文で、英語に自信のない方でもなんとかこなせる。

あと2点分は、「これを1分で答えるの？」と、ときとして20行近くもある長文が出題される。

89 ① 3月26日

米軍が慶良間列島に上陸した日は、1945（昭和20）年3月26日。

平成24年度（平成23年実施）試験問題では、「1945年、米軍が慶良間列島に上陸した日は [20] である。」

②4月1日は、米軍が沖縄本島中部西海岸（現在の読谷村・嘉手納町・北谷町）に上陸した日。

③4月28日は、日本が連合国から独立したサンフランシスコ平和条約が発効した日。次の [90] の解説を。

④5月15日は、沖縄が復帰した日。1972（昭和47年）のこと。

⑤6月23日は、沖縄での日本軍による組織的な戦闘が終わったとされる日。「慰霊の日」になっている。

90 ⑤ サンフランシスコ平和条約

戦後、日本国が主権を回復した条約はサンフランシスコ平和条約。1952（昭和27）年4月28日発効。

(1) 日本と連合国48か国との間で結ばれた条約。アメリカのサンフランシスコで署名されたことからこの名がある。

(2) この条約の発効により、沖縄はアメリカの施政権下に置かれることとなった。

(3) 同時に、日本とアメリカとの間で日米安全保障条約も締結された。この条約は、アメリカが日本を防衛する義務を負い、アメリカ軍が日本に駐留することが取り決められている。